

家畜の健康を守るための 基本ルール「定期報告と 飼養衛生管理基準」

家畜の健康を守り、安全・安心な畜産物を生産するために、様々なルールがあります。今回はその中で最も基本となる「定期報告」と「飼養衛生管理基準」についてご紹介します。

★定期報告について

家畜を所有（飼育）する方は、家畜の病気の発生やまん延を防ぐため、家畜伝染病予防法に基づき、毎年2月1日現在の飼育頭羽数等を都道府県知事に報告する義務があります。

対象動物は、牛・水牛・鹿・羊・山羊・豚（ミニブタ、マイクロブタを含む）、馬・鶏・あひる（アイガモを含む）・うずら・きじ・エミュー・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥です。山羊やミニブタ等をペットとして1頭（羽）飼育している場合であっても報告は必要です。

定期報告は毎年4月15日までに（鶏にあつては6月15日までに）提出してください。様式は、埼玉県ホームページからダウンロードできるほか、家畜保健衛生所でも入手できます。

★飼養衛生管理基準について

近年、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病が猛威を振るっています。そのため家畜の所有者は、家畜伝染病予防法の規定により「飼養衛生管理基準」の遵守が義務付けられています。

衛生管理の方法に関し遵守すべき基準は、その取組の目的ごとに4つに体系化しています。

I 家畜防疫に関する基本的事項
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
IV 衛生管理区域外への病原体の拡散の防止

飼養衛生管理基準は、家畜伝染病の発生状況を踏まえて見直されます。家畜の病気の発生予防とまん延防止に重要なことから、家畜所有者の皆さまには、適切かつ確実に実施していただくようお願いいたします。

定期報告・飼養衛生管理基準に関するご質問は、熊谷家畜保健衛生所（電話048・521・1274）までご連絡ください。